

司法修習委員会（第29回）議事録

1 日時

平成27年3月11日（水）午後2時30分から午後4時30分頃まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，今田幸子，翁百合，鎌田薫，酒巻匡，高瀬浩造，
高橋宏志（委員長），瀧澤泉，山名学（敬称略）

（幹事）井田良，伊藤栄二，畝本毅，大須賀寛之，木村光江，小林克典，設楽あ
づさ，永野剛志，西山卓爾，細田啓介，巻之内茂，三角比呂，門田友昌，
吉崎佳弥（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

司法修習の在り方について

（2）今後の予定について

5 配付資料

（資料）

49 第68期 導入修習日程予定表

50 導入修習の実施結果について

51 幹事会ワーキンググループにおける検討結果

52 弁護実務修習ガイドラインの実施のための実践的かつ具体的な方策につ
いて（依頼）

6 議事

（1）委員・幹事の交替

鈴木委員に替わり，瀧澤委員が，神村幹事，廣上幹事，松本幹事，村田幹
事に替わり，伊藤幹事，畝本幹事，西山幹事，三角幹事が新たに任命された

旨の報告

(2) 報告

吉崎幹事から、司法修習の実施状況等について報告がされた。

また、吉崎幹事から、前回委員会において、兼業許可を受けた修習生が実際にどの程度の業務を行っているかなどの兼業の実情を把握することを検討し、仮に実情を把握できた場合には、その結果について報告すると述べたこと、司法修習生の兼業に関して、第67期司法修習生のうち、分野別実務修習の期間中に兼業を行った者に対する実情調査を実施したこと、その結果、業務内容につき、答案添削・採点が約54.6%、講義・ゼミの講師が約23.2%であったこと、兼業先につき、法科大学院が約52.2%、資格試験予備校が約41.1%であったこと、平均従事日数につき、8か月間にわたる分野別実務修習期間中の約16.2日間であったこと、業務に従事した日の平均従事時間につき、平日が約2.1時間、休日が約4.1時間であったこと、平均収入額が約14万円であったこと、兼業により司法修習への具体的な支障を生じたと認められるものはなかったことの報告がされた。

(3) 意見交換

(高橋委員長)

まず、68期導入修習の実施状況等についての御報告を吉崎幹事からお願いしたい。

(吉崎幹事)

平成26年12月2日から同月22日にかけて、司法研修所において第68期の導入修習が実施された。1800人弱の司法修習生全員を、一度に司法研修所に集めて導入修習を実施するという初めての試みであったが、大きなトラブルもなく、無事に終えることができたと認識している。導入修習中の入寮についても、税務大学校の寮を借用することで、入寮を必要とする修習生全員を入寮させることができた。この間、こういったハード面も含めて御

協力をいただいた関係各位には御礼を申し上げたい。

導入修習の実施状況等について御報告する。まず、導入修習の日程については、資料４９のと通りの日程で実施された。

導入修習に関して、これを実施した教官側の印象について、私の方から、まず総論的に御報告する。

各科目に共通したものとして、導入修習に臨む修習生の姿勢や導入修習の成果等については、ほとんどの修習生が導入修習のカリキュラムに熱心に取り組んでいた、一部に実体法・手続法の基本的理解が不十分である者が見られた、相当数の司法修習生が、その実務基礎知識・能力が十分でなく、今後、自学自修が必要であると実感していたとの印象であった、また、どのような視点をもって実務修習に臨めばよいかを把握できたとの声が修習生から聞かれた、というのが、教官から得られた情報である。他方で、教官の視点から、カリキュラムの在り方について、情報を盛り込み過ぎたために消化不良となった修習生がいたのではないかと懸念が否めないといった指摘もあった。

以上が、総論的な報告となるが、科目ごとの教官の印象については、後ほど各上席教官の幹事の方々からも御報告いただく予定である。

続いて、今度は修習生側の認識として、導入修習の受け手である修習生に対して、先般、導入修習に関するアンケートを実施したので、その報告をさせていただきます。アンケート用紙を導入修習の最終日の前日に各修習生に配布して、最終日の全カリキュラム終了後に回収した。

資料５０が、その実施結果に関する集計である。その冒頭に記載があるとおり、司法修習生１７６２人中１６９２人が回答しており、回収率は９６．０％となっている。

まず、アンケートにおいては、導入修習開始前に、知識・能力について不安を感じていたものがあるか、あるいは、導入修習を通じて、能力・知識で不足していると感じたものがあるかという問いを立てた。これに対して、「あ

る」と回答した修習生がどの程度の割合でいたかをまとめたのが、資料50の図表1である。緑色の部分とオレンジ色の部分を合わせたものが、不安や不足を感じた者の割合ということになる。また、そのような不安や不足を感じた者のうち、導入修習あるいは導入修習を踏まえた自学自修の取組によりそれを補うことができたかという問いに対して、「できた」と回答した者の割合が、緑色の部分となっている。

個別に見てみると、不安・不足を感じたとの回答で最も多かったのが、事実認定の知識等で、約80%となっている。最も少なかったのが、刑事実体法の知識で、約41%となっている。この刑事実体法の知識以外の知識・能力については、いずれも半分以上の修習生が不安・不足を感じたと回答しており、知識・能力の類型によって多少のバラツキがあるにせよ、先ほどの教官の印象にもあったとおり、相当数の司法修習生が、修習開始前から、あるいは導入修習を通じて、不安・不足を感じているという実態が明らかになった。

続いて、資料50の図表2-1から2-11は、基礎となるデータは図表1と同じだが、見方を少し変えており、各知識・能力について不安・不足があると感じた司法修習生のうち、どの程度の割合の者が導入修習を通じて、あるいはそれを踏まえた自学自修の取組によって不足していると感じた知識・能力を補うことができたと感じたかという問いに対する回答結果であるが、逆に言えば、どの程度の割合の者が補うことができなかつたかを見るために、グラフ化したものである。ただし、アンケートでは、あくまで司法修習生自身が「補えた」と感じたかどうかを問うているので、この点に関する一連の回答に高い客観性があるとまではいい難い面があることについては、御留意いただきたい。

個別に見ると、各知識・能力については、「不足を補えた」との回答が最も多かったのが、図表2-9の事実認定の知識等であり、約45%となっている。また、「不足を補えた」との回答が最も少なかったのが、図表2-5の

刑事実体法の知識と図表 2 - 1 1 の口頭文章表現能力であり、約 1 4 %である。

実体法のような、法学部や法科大学院の法理論科目の中で学修しているものの不足については、導入修習において不足を補えたと感じる者が比較的少ない、また、事実認定のような、法科大学院の実務基礎科目の中で学修していると窺えるものについては、導入修習において不足を補えた、あるいは不安が解消したという感想を持つ者が多いようにも思われる。ただ、この点については、導入修習のカリキュラムの内容と関連している可能性もある。

続いて、資料 5 0 の図表 3 は、知識・能力が不足していた理由についての問いに対する修習生の回答を集計したものである。複数回答可として回答を求めた。「法科大学院等で学修していない」という回答が 2 0 %強、「学修したが理解が不十分だった」、「学修したが忘れていた」という回答が、それぞれ約 4 0 %となっている。また、「自学自修の不足」を挙げた者も 4 0 %弱いた。

続いて、資料 5 0 の図表 4 は、自学自修に取り組むに当たって、どのような素材を用いようと考えているかとの問いに対する回答を集計したものである。最も多かったのが、司法研修所で配布している教材で、通称、白表紙と呼ばれている教材である。8 0 %以上の者が、これを使用すると回答している。これに次いで、導入修習の復習、それから、法律基本書を読むといった回答が多くなった。

最後に、資料 5 0 の図表 5 は、導入修習の各カリキュラムについて、必要性を感じなかったものや、内容や構成が不十分だったと感じたものの有無について問うたものである。これについて、約 1 4 %の修習生が、いずれかのカリキュラムについて、不必要あるいは内容・構成が不十分であったと指摘していたものの、約 8 6 %の司法修習生は、特段そのような指摘はしていないという状況が明らかになった。

以上が、導入修習に関するアンケートの結果の説明である。

導入修習の検証の在り方等については、本委員会における御意見も踏まえつつ、司法研修所として、司法修習全体の実情把握の一環という位置付けの中で、今後とも検討を続けてまいりたい。

(高橋委員長)

吉崎幹事の御報告にもあったとおり、司法研修所各教官室の上席教官である幹事の方々から、導入修習の印象等について御報告をいただきたい。

(三角幹事)

それでは、民事裁判科目の68期導入修習についての印象等について御報告させていただく。

民裁教官室の関与したカリキュラムについて、概要を申し上げる。

民裁教官室のみの固有科目としては、主として主張分析に係る起案と解説を行った。また、事実認定についての事例を基にして事前課題を提出し、DVDを用いて事実認定の基本的な手法等についての解説を行った。さらに、民事弁護教官室と共同で、民事訴訟第一審手続の概観、それから、民事総合1、2と題して、修習生に役割を与えて実際に争点整理に取り組みせるといった争点整理演習を実施した。また、刑裁教官室と共同で、裁判官の責務や役割に関する説明を最後に行った。

基本的には、いずれのカリキュラムも、既に法科大学院で学修した内容であるが、導入修習を経た修習生のアンケート結果を見ても、また、担当した教官の実感としても、修習を始めるに当たって修習生自らが不足を感じる部分を気付かせて、それを補うための自学自修を促すという導入修習の目的は、ほぼ達成することができたと考えている。

68期修習生の導入修習への取組姿勢であるが、先ほど吉崎幹事からの報告にもあったが、教官の印象として、非常に真面目に取り組んでおり、理由のない遅刻や欠席はほとんど見られず、修習に真摯に取り組む姿勢が見受けら

れたと思っている。また、導入修習期間を通じて、クラスの他の修習生との連携を深め、今後の実務修習における相互の連携につなげていくということもできていたように思われた。

ただ、これも先ほどのアンケート結果あるいは教官の印象からすると、修習生の中には、一部ではあるが、マニュアル的な意味での起案の書き方や正解を求める姿勢を持つ者もいたように感じられ、個々の事案を自らの頭で考えていくという司法修習に取り組む姿勢については、今後も注意喚起を続けていくことが必要であると感じた次第である。

68期修習生の導入修習時に見られた能力・資質については、総じていえば、上位層については67期と比べて大きな変化はないと思われる。一方、アンケート結果で多くの修習生が不安を感じているところではあるが、起案等の結果を見ると、一部の者には、民法や民事訴訟法の基本的な知識や理解、要件事実などの主張分析の基本的な手法の理解に欠けるのではないかとと思われる者もあり、先ほどの上位層と比較した能力の差は、これまでより広がってきたのではないかと指摘する民裁教官もいた。これらの者については、実務修習における実際の事件を通じた学修はもちろんであるが、今後も継続的に実体法や手続法の復習等をしていってもらいたいと考えている。

また、多くの修習生は、手続法や実体法の知識を応用して、修習記録となった具体的事案を分析することには、まだ慣れていないように感じた。事実認定についても、基本的な知識等の理解はできていたと思うが、そこにとどまっている感じであった。この点、アンケートでは、事実認定の知識について、ある程度の割合の修習生が、導入修習で不安の解消ができたと感じたと回答している。これは、導入修習の事前課題で初めて基本的な事例を修習記録で自ら分析し、また、教官の解説やDVDの視聴を通じて、取り扱った事例の理解がある程度できたことも、その一因と考えている。

ただ、これもあくまで修習生の主観であり、かつ、基本的な事例の理解にと

どまるところであるので、客観的にどの程度理解が進んでいるかは、まだ分からないところもある。むしろ、今後、各修習生が実務修習で骨のある事件に取り組む中で、事実認定に関する真の能力を身につけてほしいと期待している。

また、これも先ほどの吉崎幹事の報告にあったが、導入修習のカリキュラムは、かなり盛りだくさんであったこともあり、一部の修習生からは、消化不良になったとの感想もあった。この点については、担当した教官の意見等も聞きながら、消化不良になると思われるカリキュラムがあれば、今後、より焦点を絞った内容にできないかなどを検討していきたいと考えている。

(細田幹事)

刑事裁判修習を中心に報告をさせていただく。

刑事裁判教官室としては、刑事訴訟手続及び事実認定に関する事前課題を課した上で、訴訟手続についての講義と事前課題の解説を行い、事実認定の即日起案を行わせ、合わせて事実認定に関する事前課題の解説と即日起案の解説を行った。また、刑事弁護教官室主催の勾留・保釈に関する刑事基本問題研究のコマに相乗りさせていただき、課題を検討してもらった。また、公判前整理手続に関する刑事共通演習基礎を3教官室のコラボレーションで行った。

これらを踏まえて、修習生の能力・資質についてであるが、修習開始時での比較において、能力面については67期までの修習生と大きく変わったところはないと思っている。一部に手続法の基本的な理解、例えば公判前整理手続の理解が不十分である者が見受けられたが、その点も例年と変わらないと思っている。ただし、教官によっては、争点整理が重要であるという認識は向上してきているのではないかとの指摘もあった。

なお、資料50の図表1で、刑事実体法の知識については、不安を覚える者が比較的少なかったというようなアンケート結果が出ているところであるが、

刑事裁判教官室としては、即日起案で、刑事実体法の内容、例えば故意とか共謀とか、こういったものが争点となる事案にいきなり取り組ませると、高度な要求となってしまうので、まずは、被告人が犯人であるかどうかという事実関係が争点である事案を設定して起案を行わせた。そういう意味では、実体法について修習生の真の実力が起案などで試されるのは、分野別修習以降の課題であると考えている。

また、他の教官室のコマに対するものを含めたアンケート結果を拝見させていただいたが、やはり、修習生によって、受けてきた教育内容、あるいは理解のレベルの差異が、特に実務度の高い分野・事項ほどであると窺える。

導入修習への取組姿勢という観点で申し上げますと、グループ討論において非常に熱心に意見交換をしてくれたり、積極的に質問に来たりするなど、非常に真面目な態度であった。しかし、一方で、例えばグループ討論でも、聞き役に回って自分の意見を述べる場面がほとんど見られないという修習生もいたのではないかと指摘をする教官もいたし、また、導入修習の最後の方で、やや集中力を切らせていたように見受けられる修習生もおり、分野別修習が進んでも意欲を維持できるかは、今後とも注視する必要があるという指摘をする教官もいた。

導入修習自体がどうであったかについては、先ほどアンケート結果を御紹介いただいたところであるが、修習生の実感としては、おおむね高評価であったものと考えられるところであり、アンケート以外で入ってくる感想を聞いても、例えば、自分の勉強不足を痛感した、争点整理は何のためにあるかを改めて考えさせられた、要件該当性の判断枠組みを自分が十分理解できていなかったことを認識したなどの感想が聞かれた。

教官の実感としても、導入修習の目的、つまり、修習開始段階で不足している実務的な基礎知識・能力に気付かせて、かつ、より効果的、効率的な分野別修習が円滑に行われるようにするという目的は、一応、達成できたように

見えるところである。

ただ、修習生によっては、法科大学院で学んだことをもう一度やる必要がないという意見から、アンケートにおいて、カリキュラムの内容につき、必要性がない、あるいは不十分であると回答をした者もいた。法科大学院でしっかりと基礎を作ってきた修習生にとっての導入修習の意義については、今後とも考えていく必要があると思った。

その一方で、必要性なし又は不十分というアンケートのコメントの中には、まずは書き方を教えてほしい、あるいは優秀答案を配ってほしいといった、形式面を重視する、あるいは正解指向の回答をする者もいた。実務家法曹に必要な法的思考力が大事であるということは、今後とも修習生に強調して理解してもらうことが必要であると思う。

また、導入修習が始まったことにより、各分野別修習及び集合修習の期間が短くなるので、それにより削られる分を少しでも盛り込みたいという気持ちが働き、詰め込み過ぎ、消化不良というような感想もあるので、その点も今後考えていきたいと思う。

導入修習については、得られたものもあるわけであるが、今申し上げたとおり、他の修習期間を削って実現したというところもあるので、得られたものと失われたものの双方を、最終的にはトータルとして見て評価すべきものかと考えているので、今申し述べたのは、今時点の印象として受け取っていただければ幸甚である。

(畝本幹事)

検察に関する68期修習生の、とりわけ導入修習に関する印象を御紹介させていただく。

基本的なところについては、吉崎幹事から御紹介があったとおりであり、検察教官室の意見と異なるところはない。そこで、私どものカリキュラムに沿って、どのようなことを行い、そしてその中で受けた印象を、少し各論的

に申し上げる。

簡潔に、私どもの導入修習のカリキュラムについて御報告させていただく。

導入修習に先立って、いわゆる事前課題、宿題を出しており、この宿題に対する解説を行い、そして、今後のカリキュラムを実施していくに当たっての考え方を説明するために、修習の冒頭で検察導入講義を実施している。そして、これを受けて、翌日以降から検察即日起案という、いわゆる起案を1本課している。従前だと、司法研修所では、起案は、どの科目でもおおむね終日かけて行っていたが、カリキュラムの関係から半日での実施ということで記録の量を減らし、書いてもらうテーマについても、基本的には犯人性の認定に限って課題を出している。導入修習の最後から2日目に、ここで書いてもらった起案の講評をするとともに、検察官の心構え等、あるいは実務修習に向けて、このような点を留意してくださいというガイダンス的な内容の講義を行っている。また、終日かけて捜査演習というカリキュラムを設定している。おそらく、今まで司法研修所でこのような形の講義をしたことはなかったと思うが、検察の現場で最近広く行われている取調べの録音・録画の模擬DVDを、実際に教室で流して、前提となる事件の事実認定、あるいは法令の解釈等を学ばせるとともに、取調べのスキル、あるいは取調べに入る上での留意点等を具体的に説明して、来るべき実務修習での不安ないしは戸惑い等を解消するためのカリキュラムを実施した。

以上が、私どもの導入修習のカリキュラムの概要である。

最後に申し上げたDVD教材を使用した捜査演習であるが、比較的、修習生の反応が良かったと感じている。取調べというものを生まれて初めて実務修習で体験するに当たって、事前に自分の目でそれを見ることができたことがよかったというような感想をいただいている。

他方、先ほど来御紹介があったアンケート結果によると、検察の即日起案に関して、一部の修習生からは、時間が足りなくて消化不良であった、不完全

燃焼だったというような感想も聞かれた。同じく教官サイドからも、68期に限らないことであるが、最近の修習生は、私どもの世代に比べて非常に口頭表現能力が高い割には、紙に書かせてみると、少し頭の中が整理されていないようなことが露見することがあるという印象も聞く。限られた時間の中でどのようにカリキュラムを組むかは、非常に難しいが、今後、この辺は工夫していかなければいけないところであると考えている。

個別のカリキュラムを少し離れて、68期導入修習を通じての修習生の印象であるが、まず、起案について、極めて短い期間に、A班とB班の両方を担当するので、詳しい添削とか採点等を行う時間がない。ざっと読むが、特別点数もつけずにそのまま返却しつつ解説をしているのが実情である。これに対する修習生の反応については、自分のクラスにおける順位や、あるいは自分がどのぐらいの成績かという質問をよく受けるようだ。逆の立場になってみれば、気持ちは分からなくもないが、その傾向が非常に強いということで、この点も、昨今の修習生気質を如実に示しているエピソードなのかなと一部の教官は申ししていた。

それから、同じように全体の印象であるが、修習生個人間の能力差が比較的大きいこと、あるいは、その時点で志望する進路に関係なく積極的に修習に取り組んでいて良い印象だという意見も、検察教官の中からは多く聞かれたところである。しかし、これについては、これまでは、基本的に、教官が修習生と本格的に接触するのは、昔でいういわゆる後期修習、集合修習になってからであり、最初に接触する時点が少し早まったことに起因するかもしれないので、一概に今の修習生は、ということで括ることが適当かどうかは、必ずしも分からないところである。

以上が、検察教官室から見たところの導入修習、あるいは68期修習生の印象である。導入修習の更なる充実、あるいは導入修習をどのように実施していくかということに関しては、やはり、先ほど来出ているとおり、実務修習、

あるいはその後に実施される集合修習を踏まえて、包括的にパッケージで見ないといけないと考えている。カリキュラム等にフィードバックしていく仕方等も含めて、今後、十分に検討していきたいと考えている。

(永野幹事)

民事弁護科目について御報告させていただく。

はじめに、導入修習のカリキュラムの枠組みを、民弁プロパーの部分について簡単に説明させていただく。

まず、講義としては、講義1として、民事保全・民事執行、講義2として、これは導入修習最後の講義であるが、弁護士の職責・倫理、さらに、実務修習に臨むに当たっての注意点等をここで説明している。次に、問題研究については、問題研究1の事案分析、問題研究2の即日起案、問題研究3の主張書面の書き方と3種類を設けている。演習については、演習1が立証、演習2が契約書の作成ということになっている。

そして、民弁プロパーの関係では、事前課題を出している。民弁の場合は、一番多く、概ね4本の宿題を出した。具体的には、1つ目が、講義1の民事保全・民事執行について、設問を事前に修習生に配布した。これは、大体導入修習が始まる1か月半前に、白表紙と一緒に郵送してもらっている。

2つ目の宿題としては、問題研究1の事案分析である。これは、依頼者からの聴取内容及び証拠資料からなる紛争初期段階での記録に基づき、事案の検討をさせ、その検討・分析結果を実際に起案してもらう。そして、その検討結果に基づいて、訴状も実際に修習生に起案してもらい、それらを事前に提出してもらった。

3つ目の宿題としては、演習1の立証である。これについては、設問を事前に出して、これについて講義で十分議論できるように準備しておきなさいということを示した。

最後の4つ目は、演習2の契約書の作成である。これは、交渉の相手方から

出てきた契約書案を事前課題として送り、依頼者の意向に沿って法的に問題ないように実際に修正をしてもらった。これは、提出を求めないが、自分で実際に修正をして、講義で議論できるように準備しなさいという宿題を出した。

教官室の中では、事前課題をたくさん出し過ぎかなという意見もあったが、結論的には、民弁のボリュームを考えると、適切な量であったのではないかと考えている。

続いて、導入修習の印象について、御説明させていただく。民事弁護としては、主に、実務修習を充実させることに資する内容のカリキュラムという観点から講義の内容を決めてまいったが、おおむねその目標は達成できたのではないかと考えている。実務修習前に、当事者法曹としての観点からの事実の見方や証拠の収集方法、その評価等について教えることができたのは、実務修習をより効率的なものとするために有意義であったと思う。また、講義の随所で、実務修習では、この点をよく見てきなさい、このような視点から事実や証拠を見てきなさいというアドバイスができたことも、良かったと思っている。

次に、具体的なカリキュラムについて、2点ほど雑感を述べさせていただく。

まず、先ほどの演習2の契約書作成のカリキュラムである。このカリキュラムについては、法科大学院等でもやってこなかった修習生も多くて、弁護士が、どのようなスタンスで、依頼者の意向を踏まえて予防法学的に文書を作成していくのかという視点を体感でき、新鮮だったという修習生が多かったようである。弁護士が、どのように依頼者に接し、また、その意向をどのように汲み取って書面を作成したり、具体的なアドバイスをしたりしているのかというのを実際に実務修習で見てくる上で、参考になったのではないかと考えている。

次に、講義1の民事保全・民事執行についてであるが、保全・執行は民事実

務を見る上で避けては通れない分野であるが、法科大学院で全く学んでないという修習生も多くいて、この講義を導入修習で行うことができたことは良かったと考えている。ただ、今回の保全・執行のカリキュラムは、民事保全法と民事執行法の総論的な説明、保全から強制執行までを鳥瞰できる事案についてのDVDの視聴、さらには、典型的な保全・執行の事案を2つ作成して、事前課題として修習生に出題するなど、正味150分の時間では、内容を少し盛り込み過ぎた面もあり、初めて保全・執行を勉強するという修習生の中には、消化不良となった人もいたようである。

民事保全と民事執行を実務修習前の導入修習で実施する必要性は、やはり高いとは考えているが、消化不良となった修習生もいたという反省も踏まえて、69期導入修習ではできるだけ消化不良とならないように、現在準備を進めている。

先ほど説明したように、民事弁護では、多くの事前課題を出したが、ほとんどの修習生は、我々の当初の予想以上に十分な検討を行って講義に臨んでくれたという印象である。そのため、一部消化不良となってしまった点はあったものの、食い下がって積極的に消化してくれた修習生も多くいて、それなりに教育効果は上がったのではないかと考えている。

67期の集合修習が始まった8月から12月まで、ほぼ連続して講義やその準備、採点などに奔走してきた各教官は、68期の導入修習の段階では、皆相当疲弊していたというのも事実であったが、修習生のそのような真摯で生き生きとした姿や、真面目な修習態度に教官達も救われたというのが実感である。

最後に、今回の導入修習を実施したことで、図らずもクラスの一体感を構築できたという副次的な効果が発生した。この一体感は、その後の実務修習はもちろんのこと、法曹になってからも、少なからず良い効果を生じさせるのではないかという期待を持っている。

(設楽幹事)

刑事弁護のカリキュラムについて御説明させていただく。

まず、各個別のカリキュラムの内容について簡単に御報告する。刑弁では、ロースクールで学修してきたことをもう一回きちんと確認をして、自学自修の必要性がある人には、それを自覚してもらおうということ、それから、分野別修習への助走として、期間が短い分野別修習でより効率的に高い効果を得てもらおうということに集中してカリキュラムを組んだ。刑弁でも、従前どおり、事前課題を弁論要旨の全文起案という形で出したが、これは、既に言及があったように、きちんと添削をして返却をするという時間的な余裕がなかったために、フィードバックが不十分であろうと思う。また、導入修習の時点で、弁論要旨の全文について、これは、導入修習中に解説の講義もするわけだが、それをやる必要がどこまであるのかということは、現在検討をしているところである。導入修習中に他にも行うことがあるだろうということを見ると、修習生の負担を軽減するためにも、刑弁としては、今後の事前課題の要否、内容について、議論が行われているところである。

カリキュラムに沿って、順番に御報告する。最初の講義で、ドラマ仕立てのDVDで手続の一連の流れを見せ、随所で解説を挟みながらの視聴を実施した。これを通じて、自分たちが勉強してきた刑事訴訟の手続について、忘れていたことがないかどうか、あるいは勉強した覚えがないことが出てきていないか等を各修習生に自覚してもらえればということで、自学自修の必要性の面から、講義1のカリキュラムを実施した。

このカリキュラムを実施したことで何か気付いた点があったかというような話は、聴取をしていないので、どこまで効果があったのかは分からないが、ロースクールでしっかり勉強していたと自負している修習生にとっては、教育の重複感というものを感じた者もいたかもしれない。

それから、即日起案については、67期までは分野別修習中の第2クールに

実施していたカリキュラムを、この導入修習に盛り込んだ。分野別修習中に修習生を一堂に集めて講義をするよりも、導入修習の中で実施する方が教育効果も高いと考えている。具体的な内容は、文章を構成させるということではなく、各課題について箇条書きで意見ないし主張を述べさせるという方針にした。

その内容は、公判前整理手続の途中段階の記録を修習生に与えて、証拠意見、予定主張、類型証拠開示請求、そして、起訴された場合を想定して、保釈請求書に書き込む内容をメモとして提出させて、終日の解説講義の際に解説をした。これを実施してみて感じたことは、やはり、公判前整理手続に関しては、ロースクールでも一通り履修をしてきているものの、知識的にも、あるいは具体的にどのように使うかという点についても、迷いを持っている修習生が多いという印象を受けている。

勾留・保釈について、資料49の日程表では、刑事基本問題研究という共通演習であるが、刑裁上席教官からも報告があったので、簡単に付言すると、分野別修習、特に弁護修習で、身体拘束を争う機会に遭遇するという修習生の数は、相当程度低いであろう、また、刑裁の分野別修習中に、勾留実務を実際に見る機会も数日であろうということで、その非常に短い時間を有効に使ってもらいたい、あるいは、刑裁修習中の勾留実務の修習であるとしても、やはり弁護の視点も持って、その修習に取り組んでほしいということで、従来、集合修習で実施していたカリキュラムを導入修習に持ってきたという経緯がある。

最後の講義は、捜査段階の弁護活動ということで、手続的には、本来は最初に来るべき模擬接見、特に初回接見を想定した模擬接見を、ロールプレイの形で修習生に行わせた。ここで、模擬接見というのは、例えば、ロースクールでも、クリニックなどに力を入れて集中して勉強してきたという修習生は、体験済みかもしれないが、単に行ってみるということだけではなくて、初回

接見で弁護人がなすべきこと、あるいはそこで目標とすべきことについて講義を合わせて行うことで、目的意識を持った弁護活動の重要性ということをつかってもらった上で、分野別修習に入ってもらうことを意図して実施した。

個別のカリキュラムについては、以上のとおりであるが、全体を通じて感じた内容について、若干申し上げる。まず、先ほども申し上げたように、一部の手続については、多くの修習生が若干知識的に弱いと感じる部分があった。ただ、それも、ロースクールにおいて、例えば、クリニック、模擬裁判などに力を入れてやってきたという修習生においては、むしろ、67期の集合修習よりも優れた知見を披露してくれる者もいたと思う。

それから、全体として感じたのは、これも67期の集合修習と比較せざるを得ないのだが、68期の導入修習では、純粹に刑事手続の原理原則に則って課題に取り組もうという空気が、より強く感じられたように思った。もちろん、これも限られたクラスを比較しているので、單純にそのように結論づけることはできないが、もしも、ロースクールを卒業して間もない時期で、手続の原則ということを純粹に捉えて取り組んでいるということであれば、その姿勢が損なわれないように、また、分野別修習では、それに応えることができるような指導を提供する必要があるのだと強く感じた次第である。

修習生の全体としての取組は、非常に意欲的で、集中力も高かったと感じている。知識面についても、勉強していなかったというよりは、司法試験の勉強をしているうちに少し忘れていた、あるいは司法試験に合格した後に少し忘れてしまったが、思い出したという者が大半であったのではないかと感じている。

(高橋委員長)

幹事会における議論の状況について、木村幹事長から御報告をお願いしたい。

(木村幹事長)

本日、この委員会の開催直前に、第30回幹事会を開催した。幹事会では、

吉崎幹事から、資料に基づき、導入修習の実施状況等について報告がされ、また、司法研修所各教官室の上席教官の幹事の方々からも、御報告をいただいた上で、幹事の皆様と意見交換を行った。

報告の内容は、今し方、吉崎幹事、あるいは上席教官の幹事の方々からあった御報告と同旨である。幹事の皆様からは、例えば、修習生にバラツキがあるのであれば、そのバラツキを解消することが大事であって、カリキュラムを見ると、やや詰め込み過ぎではないか、あるいは、いわゆる書き方のような形式論を重視しているという面があるのではないかというような指摘もあった。

それに対しては、上席教官から、必ずしも形式論や書き方のようなものを重視して行っているわけではないという報告もあった。また、バラツキがあるということは、修習生各自が自分に何が不足しているのかを気付かせるという意味では、導入修習として意義があることではないかというような意見もあった。

その上で、導入修習については、アンケート結果等によれば、導入修習段階で不足している実務基礎知識・能力に気付かせるという、導入修習の目的の一つについては、学修効果を相応に上げているということが出来るが、もう一つの目的である、分野別実務修習が円滑に行えるようにするということも含めて、導入修習の効果について引き続き検証することが必要であって、委員会においても、同様に御意見を伺う必要があるということで意見の一致を見た。

(高橋委員長)

それでは意見交換をお願いしたい。

(酒巻委員)

上席教官の幹事の方々から内容を詳細に御説明いただき、興味深くお聞きした。それぞれの教官室から事前課題が出されており、全部を合わせると相当

程度の事前課題になるように思うが、その事前課題は、いつ頃修習生に届くのか。

(吉崎幹事)

10月中旬頃に、その他の教材等とまとめて発送している。

(酒巻委員)

おそらく、司法試験に合格してまだ遊びたい者もいるのだろうが、教材が司法研修所から送られてきて、いよいよ司法修習が始まるのだなという気持ちになるのだろうから、それはそれで良い刺激になっているのではないかと思う。

それから、刑事系科目について、刑事手続の全体の流れについて、刑裁・検察・刑弁のそれぞれにおいて冒頭に確認するというのが、どうも重複しているように感じた。もちろん、それぞれの科目によって重点の置き所は違うと思うが、そうしたことも含めて法科大学院でも一応教えている内容なので、忘れてしまった修習生もいるのだろうが、時間の節約の意味も含め、各教官室で共通して実施した方がよいのではないかと思った。他の部分でも同じように感じたところがいくつかあったが、特に基礎的な知識の確認はあっさり済ませて、時間を効率的に使った方がよいのではないかと思った。

(高瀬委員)

2点ほど申し上げたい。1つは、即日起案について、短期間の中で多くの修習生の起案を添削できないのは、当然のことだと思うが、起案は修習生に返却しているのか、お聞きしたい。というのは、修習生に返却して、それに基づいた解説等もしているのだと思うが、最初の段階でそれぞれの修習生がどのような起案をしたのかということは、後々、修習の終盤になって非常に重要になるのではないかと思う。即日起案においては、起案のプロセスをある程度実体験するのだろうが、なかなかこの段階で精度の高いものを起案することは望み得ないものだと思うが、それをを用いてその後の成果を評価

するというこゝも考えられるかと思ふ。そういう意味では、即日起案の中身を今一度整理して、件数を減らしてもよかつたのではないかとも思ふ。もう1点は、先ほどから出ているように、修習生に不足している知識・能力を自覚させるという点については、非常にうまくいっていると思ふ。ただ、一部には自分の起案の点数が気になっている修習生もいるとのことであり、その点については、自分自身の不足している点を自覚することが求められているのだということを強調する必要があるだろうと思ふ。分野別実務修習への導入としての効果の検証は、これからの課題として、少なくとも、不足している知識・能力に気付かせるという目的について達成できたということは、非常に喜ばしいことだと思ふ。カリキュラムの内容等についてお聞きしていると、詰め込みすぎという言い方もあるが、内容が非常に濃いので、次回以降、もう少し教える側も楽になるような工夫をしてもよいのではないかと感じた。

(高橋委員長)

起案は返却されているのかというご質問があつた。また、上席教官の幹事の方からの報告にもあつたが、模範答案を見たいとの要望も修習生からあるようだが、その辺りの実情をお聞きしたい。

(吉崎幹事)

即日起案は各修習生に返却し、講義の際にはそれを手元に置いて解説を行うという方法を取っているのではないかとと思われるが、全教官のやり方について確認したわけではないので、修正があれば、各上席教官の方々からお願いしたい。

(細田幹事)

一例として、刑事裁判の科目の即日起案について御紹介する。起案については、採点や添削は行っていないが、起案の傾向を把握して今後の指導に活用するため、ある程度の期間、教官が起案を預かつて内容を把握する必要がある。その関係で、資料49の日程表をご覧くださいと、12月8日に刑裁即

日起案を実施し、A班においては、12月17日に解説を行っており、時間にゆとりがあるので、起案を返却して解説を行うことができるが、B班においては、3日後の12月11日には解説をする日程となっているため、解説の当日に起案を返却することは難しい。ただ、最終的には、B班についても修習生に起案を返却していることに変わりはない。

(永野幹事)

模範答案について申し上げますと、民弁では、問題研究2の即日起案について、参考起案を配布している。しかし、これは、あくまでも一つの参考として、弁護士というのはこのような文章を書くということを示すために配布しているもので、模範答案ではなく、民弁教官室の各教官が起案したらみんな違うものを書くということを説明している。

(酒巻委員)

導入修習アンケートの結果について興味深いと思ったのは、資料50の図表4を見ると、自学自修の取組方法として、司研の白表紙を用いるという回答が一番多かったが、実体法・手続法の基本書を読み直すというのが45%程度いたという点で、これは何故だろうと思った。その理由が分かれば教えていただきたい。

1つの仮説としては、基本書を読むこと、特に実体法の基本書を最初から最後までよく読んで体系的に理解することが法学教育の出発であり、法科大学院でも学生にそれを求めているが、法学既修者レベルになると、いきなり判例を素材とした激しい問答式の授業をやっているので、学生達の勉強方法も、いわゆる演習本や問題研究等が中心になり、また、直近の目標は司法試験にあるので、もしかすると、法科大学院時代に基本書を読んでいなかったのではないかと不安を持ってしまう。ただ、いずれにせよ、この段階で基本書を読もうと思っている修習生が45%程度いるということは、導入修習によってそのような刺激を修習生に与えたという意味で良いことだと思って

いる。

(高橋委員長)

基本書に立ち返ることはもちろん良いことだと思うが、その理由についてはいかがか。

(吉崎幹事)

修習生がどのようなきっかけで基本書を読もうと考えたかについては、修習生に直接インタビューをしたわけではないので、正確なところは分からないし、アンケートからも窺われないが、基本的な知識が不足していることを自覚した者が何に回帰するかというと、基本書に回帰するというのは、自然な流れでもあるように思う。これも想像に過ぎないが、教官の中には、そのような不安を持っている修習生に対して、基本書に立ち返ったらどうかというアドバイスをしている教官もいるのかもしれない、そういったことが数値に反映されている可能性もある。御指摘も踏まえ、今後、検証の過程で何か判明することがあれば、御報告したいと思う。

(細田幹事)

導入修習における共通演習のカリキュラムでは、修習生を数人のグループに分けて討論をさせ、その結果を発表させるということを行ったが、その中で、自分が知らない知識を他の修習生が知っていることを実感する修習生もいたようで、その意味では、導入修習を通じて、改めて自分の基礎知識について目を向ける機会が結構あったのではないかとも思う。実際のところは判然としないが、一つのエピソードとして紹介させていただく。

(鎌田委員)

学生に対して懐疑的な見方かもしれないが、「基本書」といったときに、酒巻委員が考えている基本書と、修習生が考えている基本書とは全然違うものなのではないか。それこそ受験予備校のマニュアルも彼らにとっては基本書なのではないか。その意味で、このアンケート結果から、本格的な基本書を

この機会にしっかり読んでいると理解するのは少し甘いのではないか、という懸念もないわけではない。むしろ、どのようなものを読んで、どういった勉強をしているのかということに立ち入って調査していただいた方が良いのかもしれない。

それから、導入修習に至るまでの様々な議論を思い起こすと、元々問題にされていたのは、各地の、特に弁護士会において、分野別実務修習で何を行うべきかの認識が全然違っていたり、在るべき修習生のイメージが全く違うということであり、それをどのようにして平準化していくかが非常に重要であったと理解している。こうした問題は、修習生の側にも原因があったのかもしれないが、修習生を受け入れる側において、どのようなことが自分たちの役割なのかということについての認識が、十分に平準化されていないことに起因する部分もあったように思う。導入修習が実施された後、修習生を受け入れる側が、その点をどのように理解しているかということについても、是非、機会があれば調査をしていただきたい。修習生を受け入れる側が、導入修習に好印象を持っているかどうかといったことだけでなく、それぞれの地域における分野別実務修習の在り方に対する理解の違いが均質化されたかどうかという観点からも、効果検証をしていただければと思う。

(高橋委員長)

本日の2つ目の議題であるが、幹事会ワーキンググループでの検討状況について、最初に吉崎幹事から報告をお願いしたい。

(吉崎幹事)

それでは、ワーキンググループでの検討状況等について御報告する。

前回の委員会において、実務修習の実情を把握して、その充実方策を更に検討するために、幹事会ワーキンググループを開催して検討を進めていること及びその途中経過について御報告した。

その後、更に6回、全体としては9回にわたってワーキンググループを開催

して検討を重ねてきたが、先般、資料51のとおり、ワーキンググループにおける検討結果を取りまとめるに至った。この資料に基づき、この間のワーキンググループにおける検討状況等を報告する。

まず、分野別実務修習に関して、資料51の1の「総論」にあるとおり、67期司法修習生の第1クールの実務修習結果簿に基づき、分野別実務修習の各分野における修習の実情を分析し、その充実方策を検討した。ガイドラインの発出時期については、民事裁判は既に発出済み、刑事裁判は発出直後、その他は発出前の実情を分析したものとなることに御留意いただきたい。

前回の委員会では、弁護修習の実情についての分析結果と、その分析結果に基づくワーキンググループでの議論について、報告したところである。その後、検察、民裁、刑裁についても同様に、実務修習結果簿に基づく分析を進めてきたが、その分析結果に基づき、ワーキンググループにおいて充実方策を検討した。

資料51の1の「各論」で、分野ごとの「実情の分析」と「充実のための工夫」に分けて整理した。

まず、民裁修習については、実務修習結果簿の分析結果によると、ほとんどの修習生が、事実認定が問題となるもの2件を含む4件以上の起案をしていた。また、保全・執行の各事件についても、8割以上の修習生が経験していた。他方で、破産事件については、5割弱の修習生が経験しておらず、もう少し詳細に見てみたところ、東京や大阪などでは分野別実務修習中に破産事件が取り上げられていないだけでなく、選択型実務修習においても、募集人員との関係で希望しても履修できない修習生が多数存在するといった実情が浮かび上がった。

これらを踏まえ、資料51の1頁目の「充実のための工夫」の2つ目の丸にあるとおり、東京・大阪において、破産事件について、選択型実務修習での提供プログラムの一層の充実を図ることとした次第である。

起案の数については、ガイドラインの発出後であったこともあり、ガイドラインの水準を満たしたので、今後は、他の項目も含めて質の充実に努めることとなった。

刑事裁判については、実務修習結果簿を分析した結果によると、起案について、事実認定については、9割以上の修習生が2件以上起案をしたという状況であるが、起案総数については、4件以上起案している者が6割となっている。また、令状事務や模擬裁判については、ほとんどの者が経験をしているという結果となった。

ガイドラインと比較すると、起案の総数が4件である点については課題が残っているが、今後は、資料51の1頁目の「充実のための工夫」に記載されているとおり、指担協などを通じて更なる実情把握に努めるとともに、刑裁修習の充実の観点から実務修習としてなすべき起案内容などについて、ガイドラインの記載を明確化することも含めて検討し、ガイドラインの趣旨・目的に即した修習が実現できるよう実務修習庁に働きかけを行うこととなった。

続いて、検察修習については、実務修習結果簿を分析したところによると、捜査実務修習については、8割以上の修習生が3件以上を担当しており、公判実務修習については、86%の者が経験していて、全体の3分の2の者が起案を経験しているという分析結果となっている。

ガイドラインの発出前なので、ガイドラインに示された水準に届いていないものも一部見受けられたわけであるが、今後は、資料51の2頁目の「充実のための工夫」に記載されているとおり、指担協等の場でガイドラインの周知徹底を図り、ガイドラインに沿った検察修習の実現を目指すこと、公判実務修習において、公判手続の傍聴のみならず、証拠の整理や冒頭陳述、論告等の起案をさせるという現在進行中の取組を進めていくということになっている。

弁護修習については、実務修習結果簿の分析結果によると、法律相談、起案等の件数にかなりバラツキが生じていることが見てとれる。また、民事弁護について、法律相談を6件以上、起案を3件以上した修習生が8割いた一方で、法律相談、起案の件数が0から1件にとどまる者も一部に見られることが判明した。また、刑事弁護について、弁論要旨等の起案の経験のない修習生が相当数いることが分かる。

こういった実情分析を踏まえて、資料5 1の2頁目の「充実のための工夫」にあるとおり、まずは、各指導担当弁護士のレベルにまでガイドラインの趣旨・目的が十分に理解されるよう、弁護実務修習の指導に関する連絡協議会や指担協等において、ガイドラインの周知徹底を図っていくこと、また、実践的な方策として、規模や業態等の異なる指導担当弁護士の間で、ガイドラインの趣旨のとおり修習が実施できるようにするため、複数の弁護士間で協力する、修習期間の途中で修習の進捗状況を共有するなどの工夫例等を整理した文書を発出し、各弁護士会に周知するという取組を行っていただいた。日弁連会長名義の資料5 2が、その文書になる。

以上が、分野別実務修習に関する実情の分析と、充実のための方策に関する部分である。

また、資料5 1の2に、実務修習結果簿の改定について記載している。分野別修習の実情把握の基礎資料とした実務修習結果簿自体、ガイドライン策定前から用いられているものであり、必ずしもガイドラインの趣旨・目的を反映したものとなっておらず、また、修習生や指導担当者にとっては、日々の修習内容を確認するツールとなり得ることから、ガイドラインに即した実務修習を実現することにつなげ、その実務修習の状況を的確に把握することもできるようにするために、書式を改定することとして検討を進めた次第である。

選択型実務修習については、前回の委員会においては、その充実に向けた検

討を始めただけの状況であったが、選択型実務修習について検討すべき課題を抽出し、それらの改善策についてワーキンググループで議論を重ねた。その検討結果が資料51の3にあるとおりで、全国型プログラムについては、法務行政プログラムの受入人数の拡大、国の機関におけるプログラムの新設、自治体、企業、福祉の各分野について受入先の拡大、過疎地の公設事務所等の受入れの拡大といった取組について検討を進めることになった。

また、個別修習プログラムについても、例えば裁判所の提供プログラムについては、先ほど報告した東京・大阪における破産コースの新設のほか、大規模庁において専門部・特殊部におけるプログラムの増設や受入人数の拡大を図るなどの取組について検討を進めることとし、弁護士会提供プログラムについては、プログラム提供数の少ない単位弁護士会において、その実情に応じてプログラム提供数を増やす取組について検討を進めるといったこととなった。

これまでのワーキンググループにおける検討状況は、以上のとおりであるが、こうした充実のための工夫を着実に実行して、実務修習の更なる充実を図ってまいりたいと考えているところである。

(高橋委員長)

引き続き、幹事会における議論の状況について、木村幹事長から報告をお願いしたい。

(木村幹事長)

ワーキンググループでの検討状況等についても、本日の幹事会で資料に基づいて報告いただいた。その内容は、今し方吉崎幹事から報告があったものと同旨である。幹事の皆様からは、今後も引き続きワーキンググループでの検証を行う必要があるという御指摘があった。そこで幹事会では、資料51の幹事会ワーキンググループにおける検討結果に掲げられた、実務修習の更なる充実のための各取組を法曹三者において着実に実行すること、その前提と

して、各指導担当者レベルにまでガイドラインの理解が図られるべきこと、ワーキンググループの活動はこれで終わりにせず、今後も引き続き、ガイドラインを踏まえた実務修習の実情を把握していく必要があることについて、意見の一致を見た。その上で、委員会においても同様に意見を伺う必要があるとのことで、意見が一致した。

(高橋委員長)

それでは御意見を頂戴したい。

(今田委員)

分野別実務修習の実情把握の結果についてであるが、様々な事情からある程度のバラツキが生じることがあることについて、そのバラツキの程度は許容される範囲なのか。また、そうしたバラツキがあることを、修習を受ける側の修習生が事前に分かっているのであれば、ある程度納得もいくのだろうが、その点はいかがか。今後は、ガイドラインが設けられ、それに従って全体の在り方が秩序付けられていくという努力の方向は理解しているが、現時点で、このバラツキはどう解釈すべきなのか、教えていただきたい。

(井窪委員)

大変本質的な御指摘をいただいた。弁護修習について言えば、それぞれの指導担当弁護士の仕事の内容も違えば、時期によって繁忙な時期もあれば比較的空いている時期もある。業務の性質上、バラツキがあるのかないのかと問われれば、あると答えざるを得ない。それが許容できる範囲なのかどうか問題なのだが、事件の数、例えば起案の件数といった点にばかり注意が向かってしまうと、実務修習の本質から外れた議論になってしまうように思う。弁護士としての事案に対する取組方、あるいは、依頼者との距離感、そのような諸々の面についての理解を深めるということも、分野別実務修習、あるいは選択型実務修習の非常に大きな役割だと思っている。そのような点に指導担当弁護士も修習生もしっかり取り組んでいただければ、例えば、たった

1つの事件でも、掘り下げて取り組むことによって、いたずらに数を重ねるよりも遥かに充実した修習ができるということは、十分にあり得ることだと思ふ。これは最近のことだけではなくて、我々が修習を受けた数十年前の時代でもそういうことはあった。御指摘はごもっともだが、我々も苦慮しているのは、数やデータだけで、修習の善し悪しを評価できれば簡単なのだが、そこまでなかなか言い切れない。これは、ある意味で法律実務家1人1人の仕事のやり方にも関わってくることもあるが、修習の内容や深みといった点も踏まえつつ、実務修習を良い方向に導いていかなければならない。バラツキ論に対する直接のお答えにはなっていないかもしれないが、数のバラツキといった点だけで評価することはできないのではないかとこのころが、我々にとっても悩ましいところである。

(門田幹事)

バラツキ論については、ワーキンググループにおいて、まさにその問題意識を持って議論をしてきたところである。修習生の方がこういうバラツキがあることを許容して修習を受けているのかというところが、大事な問題であるが、修習生としては、そうした当たり外れについて、外れてもやむを得ないと思っているという状況ではないと考えている。各指導担当弁護士の業務の内容にバラツキがある中で、1人1人の指導担当弁護士が、修習生に充実した修習を行ってもらうために何ができるかということを考えて実践した結果、数は追えなかったけれども質の面では補ったということになるのであれば問題は無いのだが、数も足りなければ質の面でも十分なケアがなかったということになると問題がある。そこで、ワーキンググループにおいては、数を追う、あるいは、質を補うということの具体的な方策について議論をして、資料52の「弁護実務修習ガイドラインの実施のための実践的かつ具体的な方策について」が日弁連から発出されることになったわけで、自分の事務所に適切な事件がない場合には、他の事務所に協力を依頼するというような工夫

を通じて、バラツキが解消されていくものと思っている。

(高瀬委員)

実務修習結果簿の分析結果について、民事裁判修習及び刑事裁判修習における起案件数の分布を見ると、実はバラツキはない。驚くかもしれないが、例えば、民事裁判修習における事実認定の起案件数に関する分布グラフを見ると、平均約4.1件というのは、全く同じ確率で修習生に案件が配分されたとすると、こういう山なりの分布になるはずなので、全然バラツキがないと思っていた。もちろん、それ以外の統計の中には、色々な事情もあってバラツキがあるものもあるかと思うが、平均が4件となると、数学的には、標準偏差が2になるので、ちょうどこのグラフにあるようなパターンになるはずで、一見するとバラツキがあるように見えるが、数学的には全くバラツキがない、というのが現実だと思う。これ以上にバラツキをなくすというのは、神業になる。ただし、人為的にその数字を揃える必要があるということと、今田委員から御指摘のあったように、地域によって値が非常に違っているとすれば、そのことを修習生にどのように提示するのかという問題はあると思うが、このグラフを見る限りでは、そうした地域による大きな差異はないのではないかと思う。他の統計は、必ずしも同じことが言えないかもしれないが、民事裁判及び刑事裁判修習における起案件数に関する分布グラフについては、ここから更にバラツキを小さくするのは普通の方策ではできないというのが現実だろうと思う。

(今田委員)

正規分布というのは、意図したものではなく、全く意図せずに無限回繰り返すとどうなるかという概念なので、その意味で、正規分布はバラツキのあるものだと思う。

(高瀬委員)

もう少し正確に申し上げると、正規分布というだけではなく、標準偏差が予

測される標準偏差ということもあるのだが、御指摘のとおり、おそらく各修習生に確率論的に割り当てられる件数は同じだったけれども、コントロールしないで割り当てていったところこうした結果になった、という意味でバラツキはないというだけで、そこに人為的な操作が含まれていないということも確かに事実である。

(高橋委員長)

今田委員からは、ある程度のバラツキがあるであろうことを修習生は事前に知っているのかという御質問もあったが、その点は、導入修習が実施されたことで意識されている部分もあるのか。

(吉崎幹事)

導入修習を実施した教官の話からは、実務修習での視点というものが分かったという声が修習生から聞かれていることに加え、修習生の中では、実務では一定の件数や一定の質にあるものが見られるという期待が高まっていると窺われる。そういう意味では、分野別実務修習がその期待にどれだけ応えられているかを司研としても把握して、それを踏まえて足りないところについてはメッセージを伝えていくという工夫が必要だと考えている。

(翁委員)

資料5 1の1頁目の民事裁判のところに書いてあるが、例えば、分野別実務修習において破産事件を扱えないような場合に、選択型実務修習の方で対応するようなやり方で、多少でも、選択型実務修習のところで希望を叶えられるような仕組みを是非作っていただきたい。

(井窪委員)

各委員の御指摘に異を唱えるつもりは全くないのだが、弁護士の業務について言えば、最近の弁護士の業務は非常に多種多様で、これだけやっておけば一通りやったと言えるような状態ではない。例えば、ある修習地では珍しくない種類の事件でも、別の修習地ではほとんどない、というようなことは当

然ある。それは、最近になっての傾向ではなく、我々が修習した時代においても、例えば東京と地方都市では大きな違いがあったように思う。修習生のときに実際にある種の事件を経験したかどうかで、実務家になってから大きな能力の差になるかといえ、違う話だろうと思う。先ほどから出ているとおり、弁護士の業務に対する理解の深まりや、より抽象的に言えば、法律実務家というのは、常に自分の能力の不足を感じつつ日々研さんに励むということを一生涯続けないと、とても通用しないような職業だということ、修習生のときに体感してもらうということが、一番重要な使命なのではないかと思っている。その上で、様々な分野について触れることができればそれに越したことはないが、だからといって、例えば、座学的な講義のアイテムを増やすという方向に進んでしまえば、趣旨が違ってしまうように思う。先ほど冒頭に申し上げたとおり、選択型実務修習で言えば、カリキュラムの数を増やす、アイテムを豊富にするといったことにばかり注意が向かってしまうと、本質から外れてしまう部分が出てくる。もちろん選択型というからには、選択肢の幅がないと困るのだが、その辺りのさじ加減が難しい。ここは、まさにワーキンググループで色々と御検討いただいたとおり、日弁連からも改善策を提案しているようなので、そうしたものを着実に実行していく中で、問題が解決・改善されているか、あるいは逆におかしなひずみが生じていないかを継続的にウォッチしながら微修正をしていくべきものだと思っている。各委員の御指摘は大変ごもつともなものと理解した上でのコメントだとお考えいただければと思う。

(高橋委員長)

本日の御議論を踏まえ、お願いを3つほどにまとめてみたい。

1番目に、導入修習については、アンケート結果等によれば、導入修習段階で不足している実務基礎知識・能力に気付かせるという導入修習の目的の1つについては、学修効果を相応に上げているものとみることができるが、

もう1つの目的である、分野別実務修習が円滑に行えるようにすることも含め、導入修習の効果について引き続き検証すること、この点、各指導担当者にも導入修習の趣旨が伝わっているかということも含めて引き続き検証を行う必要があること、2番目に、資料51の「幹事会ワーキンググループにおける検討結果」に掲げられた実務修習の更なる充実のための各取組を法曹三者において着実に実行すること、その前提として、各指導担当者レベルにまでガイドラインの理解が図られるべきこと、3番目に、ワーキンググループにおいては引き続き実務修習の実情の把握に努めること、以上の3点を当委員会としてお願いするという取りまとめとさせていただきたいが、いかがか。

(委員・幹事)

(異議なく了承)

(高橋委員長)

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。

それでは、これをもって第29回司法修習委員会を終了する。

以 上